

北栄町臨時的任用職員募集公告

平成29年度北栄町臨時的任用職員を次のとおり募集します。

平成30年1月12日

北栄町長 松本 昭夫

1 受付期間

平成30年1月12日（金）から平成30年1月25日（木）まで

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、配属先

職 種	採用予定者数	職 務 内 容	配 属 先
一般事務補佐員	若干名	町の機関に勤務し、事務等の補助を行います。	大栄庁舎

3 応募要件

(1) 住所・資格等

- ①東伯郡内及び倉吉市内在住者
- ②パソコン（ワード、エクセル）の基本操作が可能であること。

(2) 応募できない人

- ①地方公務員法第16条に該当するもの
 - ・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ②日本国籍を有していない人で就労に制限のない在留の資格を取得していない人

4 選考方法

【面接試験】

- (1) 日 時 平成30年1月30日（火） 午後3時30分から
(受付：午後3時～3時15分)

※面接試験について時間の詳細の通知は別途行いませんので、3時15分までに下記会場玄関ロビー受付にお越しください。

- (2) 場 所 大栄農村環境改善センター（役場大栄庁舎横） 会議室

5 任用期間及び任用条件

(1) 任用期間、賃金等

①任用期間

平成30年3月31日まで（更新なし）

*勤務開始日は、平成30年2月の勤務可能な日から

②勤務日・勤務時間

平日（月～金曜日）の午前8時30分～午後5時15分（週38時間45分勤務）

③賃金等

- ・賃金 日額 7,400円
- ・通勤距離が片道2km以上の場合に距離数に応じて通勤手当を支給。（月額31,600円を限度とする）
- ・期末手当なし

(2) 休暇等

①有給休暇 なし（ただし、2月1日付採用の場合のみ2日）

②特別休暇

- ・母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合・・・必要な期間
- ・親族が死亡した場合・・・親族に応じた期間
- ・感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律の規定により就業の制限がある場合・・・必要な期間
- ・参観日に出席する場合・・・1日
- ・子の看護休暇・・・1日
- ・選挙権としての権利（公民権を行使する場合）・・・その都度必要と認められる期間
- ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所等に出頭する場合・・・その都度必要と認められる期間

③各種保険制度 雇用保険に加入

④週休2日

⑤他の職、アルバイト等との兼職は原則できません。

⑥通勤用自家用車を駐車場に駐車される場合は、駐車場利用協力金として月1,000円の納付をお願いします（給料引き去り）。

6 申込手続き及び期限

(1) 申込用紙は、北栄町役場総務課又は北条支所総合窓口室でお受け取りいただくか、北栄町ホームページからダウンロードしてご使用ください。なお、申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(2) 申込用紙に所要事項を記入し、平成30年1月25日（木）までに北栄町役場総務課総務室に提出してください。受付時間は、持参による場合は、土日祝祭日を除く午前8時30分～午後5時15分、郵便又は信書便の場合は、受付期間最終日までに到着（午後5時15分必着）したものに限り受け付けます。

7 申込先・問い合わせ先

北栄町役場総務課総務室（北栄町役場大栄庁舎）

〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1

電話 (0858) 37-3111 H P : <http://www.e-hokuei.net>